# 会津若松市「攬勝亭」保存活動の意義

坂 内 三 彦

## <保存活動>

# 会津若松市「攬勝亭」保存活動の意義

坂内三彦

## I はじめに

2020年2月末、会津若松市の「攬勝亭」庭園の宅地開発計画が新聞で報じられると市民の中から保存を求める動きがおこり、会津若松市議会でも取り上げられるなど、開発問題は衆目の注視する案件となった。攬勝亭は、御薬園(国指定名勝会津松平氏庭園)、可月亭庭園とともに「会津三庭園」と称された歴史的遺構である(長尾修2018・2020 a・b・c)。しかし、攬勝亭に関する基礎的な研究の蓄積は乏しく、文化財や史跡としての評価も定まっていないのが実情である(若松市1942・会津若松市2006)。このような現状の中で開発計画が報じられたので、攬勝亭をめぐる会津若松市教育委員会(市教委)の文化財行政についてもいくつかの疑念が浮上することとなった。

一方、新聞報道直後から攬勝亭に関する新発見の資料や保存・活用を求める市民の投稿など、さまざまな言説に地域社会の関心も高まった。そして、4月になると会津若松市内外の文化団体(会津史談会・会津史学会・会津民俗研究会等)や有志を中心に「攬勝亭を守る会」(名誉会長星野珙二〔可月亭庭園美術館館主・福島大学名誉教授〕・会長高瀬淳〔株式会社白木屋漆器店代表取締役〕、以下「守る会」)が結成され、攬勝亭を宅地開発から守り、文化財・史跡としての精査及び庭園遺構の保存活用を要望する署名活動が展開された。

小稿では市民運動としての「守る会」発足の経緯や活動を紹介し、攬勝亭保存活動の意義を考えたい(註1)。また、保存活動への支援をお願いするとともに、その周辺に垣間見える歴史意識についても言及してみたい。

# Ⅱ 開発申請許可の経緯と問題点

攬勝亭は、天文 12 (1543) 年に越後から会津に来て蘆名氏を頼った長尾信景が、蘆名盛舜から柳原の地を与えられて居住したことに始まるという (鈴木茂雄 1966)。その後、会津藩主遊猟時の休息所や家老丹羽能教の別邸にも利用され、戊辰戦争時には会津藩・新政府両軍の軍事的拠点とされて戦火を被っている。戊辰戦争後、攬勝亭は会津藩の御用商人的役割を担った長尾家の手を離れ、複数の所有者を経て 2019 年 12 月 16 日に積和 (積水ハウス) 不動産東北株式会社が取得した。開発計画は所有者の相続手続などが一段落した 2019 年頃に着手されたと思われる。

保存問題が生じた背景には、どのような経緯があったのか、2019 年 12 月に会津若松市長から攬勝 亭の開発許可がなされるまでの経緯を整理した表1から、その点について確認しよう。

まず、攬勝亭は明治大正期には「会津三庭園」として評価された時代があり(註2)、攬勝亭の開発計画の報道とともに、かつて「市教委が文化財としての価値を確定するため調査しようとしたが、当時の所有者と調整が付かず断念した」事実が明らかとなっている(註3)。市教委の明確な説明はなく未詳ながら、おそらく2010年前後の相続手続に関連した頃のことと推測されるが、市教委もか

#### 福島考古第62号

つては文化財や史跡としての認識を持っていたと推測される。しかし、そのまま放置されて年月の推移とともに忘れ去られた。ここで注意しておきたいことは、攬勝亭の開発計画と保存問題が生じた背景には、攬勝亭に関する十分な調査や研究の蓄積がなく、文化財や史跡としての評価が不明瞭であったことが大きく影響しているのではないかということである(長尾修 2020 b)。また、所有者の意向によって公開されなかったことが、史跡や文化財としての理解が深まらず、地域社会に周知されなかった要因の一つではないかと思われる。

このような中で、2019年4月1日に積和不動産東北株式会社から会津若松市長へ「開発行為(宅地 分譲)に係る事前協議書」が提出された。表1に整理したように、攬勝亭の宅地開発は正規の行政手 続に基づいて進められ、市都市計画課からの事前協議の照会とそれに対する市教委文化課からの回答 に基づいて半年後には開発申請は許可されている。

#### 表 1

(年月日未詳) 市教委と攬勝亭所有者によって文化財指定等に関する協議がなされたが、結論を見ずに放置されることになった。

- 4月1日 積和不動産東北株式会社(郡山営業所)より会津若松市長へ会津若松市柳原町二丁目 283-1、283-5の「開発行為(宅地分譲)に係る事前協議書」が提出される。
- 4月5日 市建設部都市計画課より市教育委員会教育長へ事前協議について照会する。
- 4月8日 市教育委員会教育長より事前協議について市長への回答がなされる。

文化財の有無 埋蔵文化財包蔵地には該当しない。

調査の必要性 埋蔵文化財調査の必要性はない。

- 4月22日 市建設部都市計画課より市長名で積和不動産東北株式会社(郡山営業所)へ「教育委員会文化課との協議は不要」との回答をする。
- 12月9日 市長より積和不動産東北株式会社へ開発申請の許可がなされる。
- 12月16日 当該地を積和不動産東北株式会社が買得する。

宅地開発申請の処理手続過程を見ると、攬勝亭が個人の所有地のために市教委による調査なども不十分で、とくに庭園遺構としての評価がなされていなかったことが確認できる。市教委の文化財行政の面から見れば、調査研究に基づいた史跡や文化財などの指定をめぐって、積極的な文化財保護の取り組みが欠如していたとの批判は免れないだろう(長尾修 2020 b)。なぜなら、市教委から都市計画課への回答では、庭園遺構としての文化財的評価ではなく、「埋蔵文化財包蔵地」か否かによって開発に伴う埋蔵文化財調査の事前協議が必要か否かの判断基準とされていることからも明かである。のちに「守る会」が専門家による精査を要望する根拠はここにあったと思われる。

このように、市教委文化課の開発許可をめぐる事前協議の実施について、判断基準に問題はなかったか、開発申請がなされた段階でも検証すべきことがあったのではないかとの疑念は払拭できず、保存問題が市民運動の要素をもって発生した背景には、以上のような市教委文化課の文化財行政に対する不信感があった。攬勝亭周辺の歴史的背景に関する調査研究、及び庭園遺構の現況確認等を含めた調査研究が不十分であったことを市教委としても真摯に受けとめ、今回の開発に至る経緯を何らかの形で市民に説明する責任があったのではないだろうか。

そこで、次に「守る会」発足の経緯と本年6月までの保存活動や市教委の対応などをふり返りたい。

Ⅲ 「攬勝亭を守る会」の発足と保存活動

2020年2月末の新聞報道以後、6月末までの「守る会」の保存活動及び市教委の動向を時系列的に整理したのが表2である。

#### 表2

- 2月21日 攬勝亭の開発計画が進行中である旨、福島県文化財保護指導員より市教委文化課・福島 県教育庁文化財課に通報がなされる。
- 2月25日 会津若松市文化財保護審議会委員及び市教委文化課関係者等で協議。文化課が事実確認 をして対応することで合意する。
- 2月28~29日「福島民友」「福島民報」が攬勝亭の宅地開発計画を報道する。
- 3月6日 会津若松市議会の関連質問で攬勝亭開発が取り上げられる。
- 4月11日 「攬勝亭を守る会」発足。
- 4月12日 攬勝亭の調査・保存活用を求める署名活動がはじまる。
- 4月19日 市教委文化課・NPO 法人もりの案内人の会共催で「現地見学会」を計画。 (新型コロナウイルス感染拡大防止のために中止される。)
- 4月24日 会津若松市長及び市議会議長に攬勝亭の保存活用と専門家による精査の要望書を署名 を添えて提出する(第1回)。
- 5月19日 市教委から「守る会」の要望に文書(2市教文第158号)で回答がある。
  - ①「所有者の権利や意向」を尊重しながらも「会津の歴史を大切にするという思いを受けとめ」「庭を調査し記録として残す、石碑等を移設する」などの処置をしながら「何らかの形で攬勝亭を後世に継承」したい。
  - ②見学会などの形で市民に攬勝亭をみていただける機会を設ける。
- 5月22日 「守る会」、追加署名(855名)を添えて第2回目の要望書を「一般財団法人福島県造園 建設業協会」・「会津から発信 歴史研究会」と連名で市長へ提出する。
- 6月2日 「守る会」、市長へ第3回目の要望書を提出する。
- 6月7日 中止されていた「攬勝亭見学会」が実施される。
- 6月12日 市秘書広聴課より「攬勝亭の保存について」という回答(2 秘第42号)がある。
- 6月19日 「守る会」は市秘書広聴課の回答が不十分であるとして、市長へ「お尋ね書」を提出する。
- 6月22日 市秘書広聴課より市長名で「お尋ね書」への回答(2 秘第114号)がある。
- 6月23日 文化庁文化財第二課調査官による現地視察が実施される。

2月末の新聞報道前後から、「守る会」結成の中心となる有志諸氏によって、開発業者や市教育長などの関係機関に調査や保存について要望を伝えるための動きがはじまり、保存実現に向けての模索が具体化していった。また、攬勝亭に関する新史資料発見の新聞報道もあり、一般市民にも攬勝亭の存在が認知されるようになった。さらに、インターネット上で市長への保存活用を求める動きも見られ、「守る会」の発足とともに攬勝亭の保存活用と専門家による精査を求める署名活動が開始された。そして、4月24日には会津若松市長及び市議会議長に署名を添えて「攬勝亭の保存活用と専門家に

よる精査の要望書」が提出された。

「守る会」を中心とした上記の保存運動の展開に対して、会津若松市の対応についても述べておきたい。市教委文化課は「NPO法人もりの案内人の会」との共催で4月19日に「攬勝亭現地見学会」を計画したが、新型コロナウイルス感染拡大防止のために中止された。また、会津若松市は「守る会」の要望に対して表2に示したように回答した。しかし、「守る会」では、市の回答は不十分であるとして改めて要望を続けることを表明した(註4)。そして、5月22日と6月2日にも市長への要望書を提出し、累計約3,000名分の署名が添えられた。

一方、市教委文化課は、中止されていた攬勝亭見学会を6月7日に実施した。「守る会」では、独自資料を作成して見学会参加者に配布するなど、攬勝亭の文化財としての意義の周知につとめた。また、6月12日には市秘書広聴課から「攬勝亭の保存について」という要望書への回答があったが、それ以前の回答と同じ内容で、「守る会」では再び「要望書の回答について(お尋ね)」として市長へ要望への回答を求めた。これに対しては、6月22日に秘書広聴課から、「所有者の協力をいただきながら、何らかの形で攬勝亭を後世に継承」すること、「専門家である文化庁の調査官に令和2年6月23日に現地にて調査をしていただくこと」の2点が回答された(註5)。

このような展開の中で、6月23日に文化庁文化財第二課調査官により県教委文化財課・市教委文化課の担当者とともに現地視察が実施された。視察後に記者会見も行われ、質疑応答では攬勝亭の文化的な価値についても応答があった。しかし、庭園遺構に限定してのコメントであるとした上で、結論的には明治以降の変遷は確認できるが江戸時代の状況を把握することは難しく、国の名勝としての文化財指定は難しいという見解が発表された(註6)。

文化庁調査官の視察により、攬勝亭の「庭園遺構」としての文化財や史跡としての評価については、一定の見解が示されたが、調査官も攬勝亭の「歴史的意味」の評価は、庭園遺構の評価とは別な側面を持っており、会津若松市や福島県として対応すべきであると指摘している。専門家による調査という「守る会」の要望のひとつは達成されたが、保存活用という目標にはほど遠い結果となり、開発業者は条件が整えば工事を着工する予定という(註7)。

以上が攬勝亭保存活動の現時点(6月末)までの動向である。

Ⅳ おわりに―「攬勝亭」保存活動をめぐる歴史意識と消えゆく文化財―

「守る会」や市教委文化課ばかりでなく、攬勝亭の保存活用を要望する市民運動の背後にある歴史 認識には、攬勝亭が会津藩や会津藩主に関連する文化財であることを強調し、それゆえに保存が必要 であるという暗黙の前提がある。とくに、「守る会」の活動は、開発を停止する法的根拠のない状況 の中で、もっとも多くの市民に保存活動の意義が理解され、支援を受けるためには、若松城跡(鶴ヶ城) や御薬園・白虎隊士墳墓などの史跡と同じ視点から論じることで、文化財的価値の認知を拡充しよう とする意図があると思われる。

かつて須賀忠芳氏は、2000 年代における会津地方の高校生の歴史意識を分析して、会津戦争における「『賊軍の汚名』の下にそれへの反感を通じて共有してきたはずの当地域における熱い歴史観・歴史認識は、急激に薄らいでいる」と指摘したが(須賀 2006)、この「熱い歴史観・歴史認識」に共通する歴史意識こそ攬勝亭を会津藩や会津藩主と関連することを強調する言説の背後にある歴史認識ではないだろうか。田中悟氏が指摘するように、それが戦後に形成された会津地域の人々の歴史認識

であるならば、「戦後生まれの新しい幻影」であり、つくられた会津史観という「虚像」になりかねない危険性を孕んでいる(田中悟 2010)。しかし、だからといって攬勝亭保存活動の意義は何一つ失われるものではないことも強調しておきたい。会津藩や会津藩主との関わり以外にも攬勝亭には歴史的文化的価値があることを地道に説明して理解を深めることは、着実な文化財保存の市民運動を支えることになるはずである。このように、攬勝亭保存活動の意義の一つには、市民に周知の存在ではなかった攬勝亭が知られる契機になったこと、またこれまで十分な研究蓄積のなかった庭園遺構について新たな知見が多く加えられたことがあげられる。

最後に、筆者が 2019 年に調査で参加した会津地方の消えてゆく文化財の一つを紹介して結びとしたい。会津美里町東尾岐地区の戦場集落の山間に疱瘡地蔵堂とよばれる一字がある。地区住民以外には文化財としてもほとんど認知されていないのが実情である。万治 2 (1659) 年成立の「白鞍山疱瘡地蔵菩薩略縁起」(会津高田町 1995) では、大同の頃に疱瘡が流行し、徳一が延命地蔵菩薩の尊像を安置したことに始まるという。寛永 9 (1632) 年に川島弥五右衛門が建立したとの伝承もあるが(会津民俗研究会 1973・川島俊英 2000)、現在の地蔵堂は伝存する棟札によれば文化 4 (1807) 年に建立されたもので、堂内の落書などを見ると、安積郡からの参拝記録もあり、広く信仰を集めたことがわかる。また、地蔵堂の須弥壇下には川原石を敷き詰めた特異な建築様式を伝えるなど、神仏習合のあり方から見ても貴重な文化財である(註8)。しかし、地蔵堂の朽損が激しく、個人での維持管理が難しくなったため、江戸時代を通じて維持管理してきた川島家から戦場集落が継承することになった。ところが、集落自治会としても経費のかかる地蔵堂の保存管理には賛否意見があり、本尊の地蔵菩薩像や関連資料類などは戦場集落センターで保存し、地蔵堂は解体せざるを得ないという協議もなされている。このような現状を鑑みると、この疱瘡地蔵堂は消えてゆく可能性の高い文化財であると言わざるを得ない。やがては「忘れられた霊場」の一つになってしまうかも知れない。

会津若松市「攬勝亭」保存問題は、地域の文化財をめぐるさまざまな保存・保護活動の一齣に過ぎないが、多くの課題を問いかけており、引き続き支援をお願いしたい。

(2020. 5.17稿7.22補訂)

#### 註

- 註1 新聞報道以外にも、『日本庭園学会ニュース』101 号 (2020 年) が攬勝亭庭園の保存問題を速報しており、『会津ジャーナル』第 13 号 (2020 年) も市教委の文化財行政に批判的な視点から記事を掲載している。なお、戦後の文化財保存活動については、小笠原好彦・勅使河原彰 2017 参照。
- 註2 長尾修 2018 に引用されている「会津若松庭園相撲番付表」(1933 年)とでも称すべき資料には、行司に攬勝亭・可月亭・白露庭(一ノ丁裁判所)とあり、この頃には「会津三庭園」もしくは「地方(会津)四苑」の呼称が成立していた可能性がある。
- 註3 新聞報道でも(『福島民友』2020年2月28日)年月日など、時期に関する記述はない。
- 註4 会津若松市からの文書は、「守る会」ホームページ(http://www17.plala.or.jp/ransyoutei/)で公開されている。
- 註5 新聞報道(『福島民友』2020年5月23日)では、文化庁に調査を依頼したことを回答したとあったが、「守る会」では前回の要望書回答の際の面談で申し入れた「望ましい形での保存」という回答がなされなかったことと、「専門家による精査」に対する回答が書面では欠けていたことなどから、表2で整理した「お尋ね書」提出に至ったという。
- 註 6 市教委ホームページに文化庁文化財第二課調査官青木達司氏の見解が公開されている。 (https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs/2020052100020/files/ransyouteicomment.pdf)
- 註7 『福島民報』(2020年6月24日)の報道による。

#### 福島考古第62号

註8 明治の神仏分離令までは朝立宮の東光寺が別当であった。なお、疱瘡地蔵堂については新井田慈英氏(会津美里町文化財保護審議会委員)のご教示による。

#### 引用・参考文献

会津高田町 1995 『会津高田町史』第三巻近世資料編2 会津高田町

会津民俗研究会 1973 「姉妹地蔵尊」 『会津の伝説』 浪花屋書店

小笠原好彦・勅使河原彰 2017 「文化財保存の現状と課題」文化財保存全国協議会編『文化財保存七〇年の歴史』新 泉社

川島俊英 2000 「戦場」『会津高田町史』第五巻旧町村誌 会津高田町

須賀忠芳 2006 「歴史教育における多様な歴史認識形成への視座―会津の『二つの敗戦』からみる地域・戦争・平和 ―」『史境』52 号

鈴木茂雄 1966 『会津の名園攬勝亭』会津若松市公民館神指分館

田中 悟 2010 『会津という神話 —<二つの戦後>をめぐる<死者の政治学>— 』ミネルヴァ書房

長尾 修 2018 「『攬勝亭内碑文』とその周辺 | 『会津史談』九二号

長尾 修 2020a 「『攬勝亭』の保存の意義と活用」『会津嶺』No.493

長尾 修 2020b 「会津の歴史的文化遺産元會津公別園「攬勝亭」の精査・保存・継承を要望」『会津嶺』No.494

長尾 修 2020c 「会津の歴史的遺産元會津公別園『攬勝亭』が會津藩の関わり深い庭園という歴史的査証」『会津嶺』 No.495

若松市 1942 『若松市史』下巻 若松市

[付記] 小稿成稿後、『会津領』No.497 (2020 年) に長尾修「攬勝亭の保存活用を求める市民運動の経緯と文化庁調査官による現況把握調査について」、鎌田郁子「私が『攬勝亭庭園』を守りたい理由」が掲載された。前者は、攬勝亭が『会津若松市埋蔵文化財地図』(会津若松市教育委員会 1988 年) や福島県文化財調査報告書第 321-2 集『福島県遺跡地図 会津地方』(福島県教育委員会 1996 年) に未登録となった経緯について述べている。また、「守る会」会長の今後の保存活動についての見解を紹介している。後者は、昭和 11 (1936) 年 9 月に与謝野晶子が会津を訪れた際に攬勝亭に宿泊して詠歌したことを詳述した上で、攬勝亭の整備・維持と観光資源としての活用を提案している。